

重度障害者（児）日常生活用具等給付事業における  
ストーマ用装具の給付対象品目拡大について（通知）

日頃より、横浜市の社会福祉行政についてご理解、ご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市においては重度障害者（児）日常生活用具等給付事業にて、ストーマ用装具利用者に対し用具の給付を行っております。この度、これまで給付対象外としていた洗浄剤について、令和3年4月1日より制度の適用といたしました。

給付対象と想定する商品は以下の通りです。

■給付対象と想定する商品

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ・リモイスクレンズ         | （アルケア株式会社）         |
| ・セキューラCL          | （スミス・アンド・ネフュー株式会社） |
| ・泡ベーターF           | （株式会社ベーター・プラス）     |
| ・シルティ 水のいらないもち泡洗浄 | （コロプラスト株式会社）       |

なお、ウェットティッシュ、おしり拭き等の清拭剤に関してはこれまで通り、**制度対象外**となります。

横浜市健康福祉局 障害自立支援課  
日常生活用具担当  
電話：671-3891  
FAX：671-3566